



# 令和3年度南三陸町地域おこし協力隊募集案内

令和3年4月  
南三陸町企画課

## 1 南三陸町の概要

南三陸町は、宮城県北東部に位置する人口約12,000人の町です。三方が山に囲まれ、一方が海に面する地形は、町に降った雨が全て町内の山や大地を通り、川を通じて里に流れ、そして、志津川湾に注ぐという豊かな自然の恵みをもたらします。当町では、これを守り、活かす林業や漁業などの産業が発展してきました。

しかし、平成23年3月11日に東日本大震災が発生し、当町は甚大な被害を受けました。震災から10年が経過した現在、全国・全世界の皆さまからの力に支えられ、確実に当町の復興は進んでいますが、震災によって、人口減少や少子高齢化等の問題も加速しています。

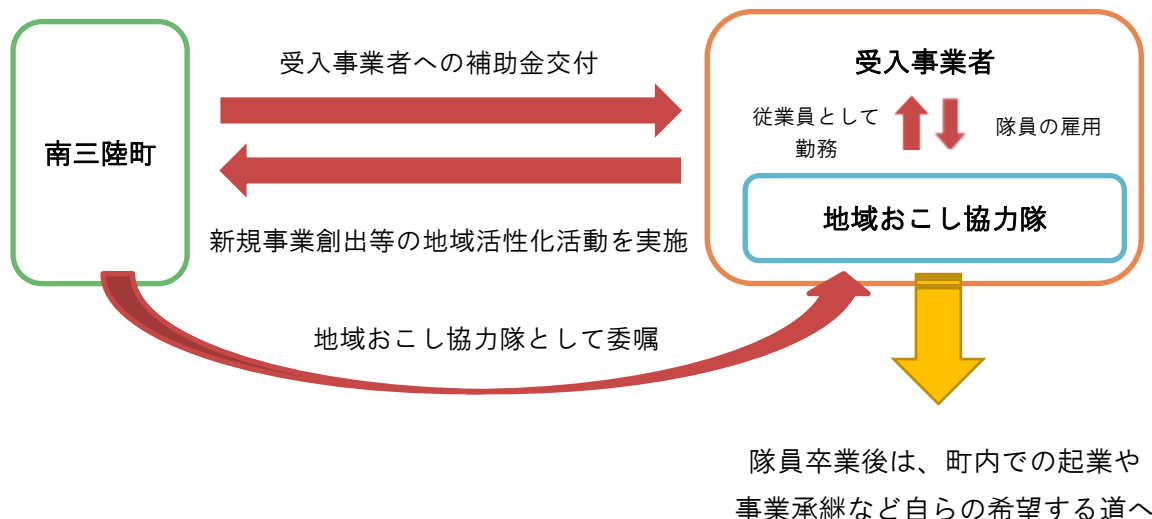
こうした中、当町では、創造的復興を成し遂げ、持続可能な地域社会を構築していくために、「森 里 海 ひと いのちめぐるまち 南三陸」を将来像として掲げ、地域・住民・行政が一体となって新しいまちづくりに取り組んでいます。

## 2 南三陸町地域おこし協力隊の概要

地域おこし協力隊とは、地方自治体からの委嘱を受け、地域の魅力発信や特産品の開発、住民の生活支援など、さまざまな方向から地域を活性化させる活動に取り組む都市部からの移住者です。現在、多くの地方自治体が協力隊の受け入れを行っており、その運用方法は自治体によって異なります。

南三陸町では、上記に掲げる町の将来像の実現に向け、新しい視点で地域の活性化に取り組んでいただく人材が必要と考え、協力隊を受け入れています。また、移住者である隊員が地域の生活になじむことができるよう、また、起業・事業承継に向けたノウハウを学びながら地域活性化活動に取り組めるよう、町内で活動している事業者・団体が隊員の方を雇用する形をとっています。

図：南三陸町地域おこし協力隊制度の概要



### 3 募集の内容

令和3年度南三陸町地域おこし協力隊員として、以下の内容で活動に取り組む方を募集します。

#### 募集①

事業名	デジタルファブ리케이션で南三陸杉の振興と交流を図るプロジェクト
活動内容	① F S C 認証材等を使用したデジタルファブ리케이션による木製品の開発、製作を行う。 ② SNS を活用した情報発信及び木製品の販売促進を行う。 ③ モノづくりとコミュニケーションを図る市民工房「F a b L a b」を推進し、南三陸町ならではのファブ社会を構築する。 ④ 地域資源を活用したモノづくり体験など、学習機会を創出する。 ⑤ 南三陸町森林管理協議会と連携を図りながら空間リノベーション事業を推進し、木材産業の活性化・振興を図っていく。 ⑥ 利用者自らが木組み工法による内装改修工事を行うことを想定した木製ユニットを開発するなど、使う人がモノ作りにかかわるリノベーション企画を推進していく。
目標	① F S C 認証材を活用した製品開発や販路開拓につとめ、木材の消費拡大と産業振興を図る。 ② モノづくりによる体験学習や交流事業を推進し、地域の活性化を図る。
受入事業者	一般社団法人南三陸 Y E S 工房
雇用契約	上記受入事業者と締結します。
雇用形態	正社員
採用条件	(勤務地) 宮城県本吉郡南三陸町入谷字中の町 227 番地 (勤務時間) 8 : 30 ~ 17 : 30 週休 2 日制シフト勤務 (給与) 月給 180,000 円 ~ 200,000 円 通勤手当 (福利・厚生) 社会保険 (健康保険・雇用保険・厚生年金・労災保険) 加入 ※詳細は、受入事業者の求人票を参照してください。
募集人数	1 名
備考	南三陸町地域おこし協力隊員としての委嘱は町長が行い、その委嘱期間は、委嘱の日から令和 4 年 3 月 3 1 日までとします。 ※活動状況等を勘案し、年度単位での更新により委嘱の日から 3 年まで延長することが可能です。

#### 4 応募要件

- (1) 令和3年4月1日時点で、満20歳以上の方。
- (2) 総務省が定める「地域おこし協力隊員の地域要件」に該当する地域にお住まいで、当町へ住民票を異動する意思を有する方。
- (3) 心身ともに健康で、当町の活性化に積極的に活動できる意欲を有する方。
- (4) 協力隊としての活動終了後も町内に定住し、起業、就業又は事業承継する意志のある方。
- (5) その他受入事業者が別途定める応募要件に合致する方。
- (6) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に規定する欠格条項に該当しない方。

地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠格事項

- 1 成年被後見人または被保佐人
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 4 人事委員会または公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 5 日本国憲法施行の日(昭22年5月3日)以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

#### 4 選考

応募者の方に対しては、以下のとおり選考を実施します。

種別	選考内容	対象者	選考内容	日時	結果発表
一次選考	書類審査	応募者全員	書類審査	事業者から連絡	選考実施日から 概ね1週間
二次選考	面接審査	一次選考 合格者	面接審査 (30分程度)	応募者と調整の上 で決定します。	

※ 選考は南三陸町役場本庁舎内で実施します。現地までの交通費等は応募者の負担となります。

#### 5 応募方法

応募を希望する方は、応募期間内に以下の書類を郵送又は直接お持ちください。

- (1) 令和3年度南三陸町地域おこし協力隊応募用紙
- (2) 住民票の写し

※ 持参の場合の受付時間は、土日祝日を除く午前9時から午後5時までです。

#### 6 提出・問い合わせ先

南三陸町企画課地方創生推進係

〒986-0725 宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田101番地

電話：0226-46-1371

FAX：0226-46-5348

E-Mail：[sousei@town.minamisanriku.miyagi.jp](mailto:sousei@town.minamisanriku.miyagi.jp)